

仲裁法等の改正に関する論点の補充的検討（６）

第１ 執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲

5

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合に、その対象となる和解合意の範囲について、どのように考えるか。

【乙２案】

- (1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時ににおいて、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。
- ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。
 - ② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
 - ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。【P】
 - ④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。【P】
- (2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時ににおいて、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。
- (3) 前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成１６年法律第１５１号）第２条第３号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。（注）

(注) 乙 2 案は、国際性を有しない和解合意につき、対象となる和解合意の範囲に一定の制限を設ける規律を提案するものであり、その一例として、認証紛争解決手続により成立した和解合意を対象とすることを記載しているが、その範囲について他の規律を設けることを排除するものではない。

(説明)

1 これまでの議論の整理

執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲について、部会における議論では、乙 2 案を支持する意見が大勢を占めた。他方、執行力を付与すべき必要性において「国際性」の有無により有意な差があることから、甲案の実現を優先すべきであるとの意見も一定数みられたが、そのような意見においても、国内の事案に関する規律について意見の一致をみることができるのであれば、乙 2 案を採用することに反対するものではないことが確認された。また、パブリック・コメントの結果も同様であった。

そこで、乙 2 案を採用することとした場合には、国内の事案について、対象となる和解合意の範囲に一定の制限を設けることとなるため、その範囲についていかなる制限を設けることが適当であるかについて検討する必要がある。

2 認証紛争解決手続により成立した和解合意

我が国においては、ADR 法上の認証制度が定着しつつあるところ、ADR 法上の認証制度は、国民に安心して利用することのできる手続の選択の目安を提供するものであるから、その趣旨からすれば、認証紛争解決手続において成立した和解合意に限って執行力を付与することが適当であるとの考え方があり得る。また、ADR 法により、認証紛争解決事業者は、手続実施者が弁護士でない場合において、手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めることとされていること（同法第 6 条第 5 号）や暴力団員等の使用が禁止されていること（同法第 15 条）のほか、紛争当事者に対する説明義務（同法第 14 条）や手続実施記録の保存義務（同法第 16 条）等を負い、一定の場合には認証が取り消される（同法第 23 条）ことなどに照らすと、認証紛争解決手続においては、手続の公正かつ適正な実施が一定程度担保されているとの指摘がある。このような考え方を前提とすると、認証紛争解決手続において成立した和解合意について、執行力を付与し得る対象とするとの規律を設けることには一定の合理性があり、認証紛争解決手続を利用した場合に時効の完成猶予効等の特例を認めている我が国の現行法とも整合的なものであると評価し得るものと考えられる。

そして、これまでの部会における議論やパブリック・コメントの意見においても、認証紛争解決手続により成立した和解合意に執行力を付与し得ることについては、特段の異論はみられなかった。

3 いわゆる弁護士会 ADR における手続により成立した和解合意

これまでの部会における議論やパブリック・コメントの意見においては、弁護士会が運営する紛争解決機関（いわゆる弁護士会ADR。法令上は「弁護士法第33条第1項に規定する会則又は当該会則の規定により定められた規則に規定する機関」と規律される。）における手続により成立した和解合意についても、執行力を付与し得る対象とすべきであるとの意見が複数みられたことから、このような規律を設けることの適否について検討する必要がある。

この点に関し、ADR法上の認証制度は、弁護士又は弁護士法人でない者でも民間紛争解決手続を実施することのできる例外的措置を定めたものであるから、弁護士以外の者が調停人として関与した認証紛争解決手続において成立した和解合意には執行力が付与され得るにもかかわらず、弁護士会ADRにおいて弁護士が調停人として関与していても認証紛争解決手続でない場合には執行力が付与されないというのは適当でないとの意見がある（注）。また、弁護士会ADRを設置、運営する単位弁護士会においては、会則の規定により定められた規則等により、弁護士会ADRの設置根拠や手続の細則のみならず、ADR法上認証紛争解決事業者に課されている各種義務等と同様の規律が定められていることから、認証紛争解決事業者と同程度に制度上の担保がされているとも評価し得る。さらに、弁護士会ADRは、これまで相当程度の実績を有しており、ADR全体の活性化を図るためには、弁護士会ADRにおける手続により成立した和解合意に執行力を付与することが相当であるとも考え得る。これらを踏まえると、弁護士会ADRにおける手続により成立した和解合意も執行力を付与し得る対象とするとの考え方もあり得る。

もっとも、このような考え方を採る場合には、現行法上、認証紛争解決手続の利用について時効の完成猶予効等の特例が認められており、実際に認証を取得している弁護士会ADRも存在することから、認証を取得していない弁護士会ADRの手続により成立した和解合意に執行力を付与するとの効果のみを認めることが、現行のADR法の規律と整合的であるか否かについて検討する必要があると考えられる。

（注）この考え方を更に推し進めていくと、弁護士会ADRにおける手続によらなくても、弁護士が調停人として関与した場合には、その調停による和解合意にも執行力を付与し得るとの考え方もあり得る。他方、このような考え方に対しては、認証紛争解決事業者や弁護士会ADRと同様の制度的担保がないことから、懸念や弊害をできる限り排除することができるのかとの指摘や、弁護士法第72条の規律があることを踏まえると、国内の事案についても何らの制限を設けない乙1案を採用したと実質的に異ならないのではないかと指摘があり得る。

4 小括

以上を踏まえ、執行力を付与し得る対象となる和解合意の範囲について乙2案を採用した場合に、国内の事案についてどのような制限を設けることが適当であると考え

られるか。

(参照条文)

○ 弁護士法（昭和24年法律第205号）

（会則）

5 第33条 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。

2 弁護士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十三 （略）

十四 営利業務の届出及び営利業務従事弁護士名簿に関する規定

10 十五・十六 （略）

3 前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない。

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

15 第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

20 第2 一定の紛争の適用除外

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合に、一定の範囲又は要件の下、消費者紛争及び家事紛争に関する和解合意を適用対象とすることについて、どのように考えるか。

この法律は、次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意については適用しない。（注1）

① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間の契約に関する民事上の紛争（注2）

② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）

③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争（注3）

（注1）本文3は、前記本文2においていずれの案を採用したとしても、①ないし③に掲げた紛争に関する調停により成立した和解合意について、一律に適用除外とするものであるが、乙案を採用した場合には、①又は③に掲げた紛争について、国際性の有無により異なる規律を設けるとの考え方もある。

(注2) 消費者紛争に関する和解合意につき、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。

(注3) 家事紛争に関する和解合意につき、とりわけ扶養義務等の履行確保の観点から、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。

(説明)

1 これまでの議論の整理

中間試案においては、シンガポール条約の規律を参考に、消費者紛争、個別労働関係紛争及び家事紛争に係る和解合意について、執行力を付与し得る対象から除外することを提案しつつ、これらの紛争は我が国のADR機関が取り扱う主要な紛争類型であり、執行力を付与する必要性が高いとの指摘がされていたことなども踏まえ、このうち消費者紛争と家事紛争に係る和解合意について、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与し得る対象とすることについて、引き続き検討することとされた。

2 パブリック・コメントの意見等

パブリック・コメントの意見を概観すると、中間試案の考え方に賛成する意見が複数みられたものの、国内の事案については、消費者紛争、個別労働関係紛争及び家事紛争に係る和解合意を一律に適用除外とすることには反対であるとの意見も複数みられた。

他方、消費者紛争に関しては、消費者保護の観点から手続上の配慮を制度上定める必要があるとの意見が、個別労働関係紛争に関しては、部会における議論と同様、一般的に、交渉力や情報等の不均衡が想定されることから、執行力を付与することは妥当でないとの意見があり、家事紛争に関しては、子の福祉等への配慮を要し、養育費の算定方法等も含め、一定の専門性が求められるほか、DVや経済的格差などによる当事者間の力の不均衡等が合意内容に反映されるおそれもあること、特に国際性を有する家事紛争は、各国固有の法的な文化や公序による衝突が起こりやすいことから、執行力を付与し得る対象とすることについて慎重に検討すべきであるとの意見もあった。

また、消費者紛争や個別労働関係紛争に係る和解合意については、消費者ないし労働者が事業者に対して請求権を有する場合に限り執行力を付与することとしてはどうかとの意見もあった。

(参考) 「ODR推進検討会」における取りまとめ(抜粋)

○ 消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争について

本検討会においては、この点に関連して、全国に1200箇所以上ある消費生活センターと連携して消費者問題に取り組み、年間約90万件の相談情報を収集し、相談段階も含めて、消費者と事業者との間の紛争について、我が国で最も関わりの深いADR機関である独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」

という。)からヒアリングを実施した。このヒアリングにおいて、国民生活センターからは、消費者紛争は、もともと紛争の目的となる価額が低額であるため、裁判手続の利用が費用対効果の点からなじまないという特色があり、また、執行証書等の別途の手続を利用することについても費用の問題や相手方との対面が必要となるなどの心理的ハードルが高いことから、国民生活センターとしても、また利用者としても、執行力の付与に対する期待は大きい旨の指摘がされ、執行力を付与するニーズは高い分野であるものと思われるとの意見が述べられた。また、国民生活センター理事である委員からは、消費者と事業者との間の紛争を執行力の付与の適用除外とすることについては、慎重であるべきとの意見が述べられるとともに、執行力の付与に対するニーズの充足と弊害への懸念の払拭の両立する方法を模索して、丁寧に検討すべきである旨の意見が述べられており、消費者紛争のADRに精通している立場からの意見として重く受け止めるべきである。

○ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争について

いわゆる家事紛争については、身分関係を形成又は変更し、その結果が当事者以外の第三者に効力を有するものがあるという点において、公益性、後見性を有する紛争類型であるといえることから、当事者間の合意を根拠に一律に執行力を付与し得ることを許容してよいか問題となり得るとの指摘や、具体的事案によっては当事者間に力の不均衡が生じた状態で和解合意がされるおそれがあるとの指摘がされているところであり、本検討会においても、同様の意見のほか、家事事件に詳しい専門家を交えて議論すべき問題である旨の意見や、執行決定の段階において第三者である子の福祉の観点を理由に執行を拒否することは困難であるから、子の福祉の観点を十分に配慮しないADR機関による和解合意に執行力が付与されることの弊害を強く懸念する意見が出された。なお、後者の意見に対しては、養育費に関する紛争については仲裁適格があり、当事者間の和解合意を内容とする仲裁廷の決定には執行力が付与されることとの整合性を欠くのではないかと指摘もあった。

一方、家事紛争のニーズ面に着目すると、支払が長期となりがちな養育費や、登記手続を要する遺産分割といった分野については、執行力を付与するニーズ自体は高いのではないかという意見があった。ヒアリングにおいては、年間120件程度の家事紛争を取り扱い、家事紛争の取扱件数が最も多い認証ADR機関である家族のためのADRセンター(小泉道子氏)から実情を聴取したところ、養育費や財産分与の分割払いのある事案では、ほとんどの場合に公正証書を作成し、執行力を確保していることの紹介があり、事前相談の段階で、強制執行できないことを危惧する問い合わせがあることや、和解合意を公正証書にする費用や手間を考えると、執行力を付与するニーズが大変高いのではないかという意見が述べられた。

3 正当化根拠との関係等

前記のとおり、消費者紛争、個別労働関係紛争及び家事紛争に係る和解合意を適用除外とする規律は、シンガポール条約の規律を参考にしたものであるが、同条約において適用除外とされている和解合意について、我が国の国内法により適用対象とする規律を設けることは、同条約に抵触するものではないと考えられる。

また、調停による和解合意に執行力を付与することの正当化根拠について、部会における議論では、類型的に当事者の潜在的な力の不均衡等が想定される紛争など一定の紛争類型に係る和解合意を適用範囲から除外した上、裁判所の執行決定により執行力を付与するとの規律を設けることで、執行力を付与することが正当化されるとの整理がされた。もっとも、このような整理は、国内法においても、調停人の資格等について何ら制限を設けていないシンガポール条約の規律と整合的な規律を設けることを前提としたものであるところ、執行力を付与し得る和解合意の範囲について乙2案を採用し、国内の事案については、認証紛争解決手続において成立した和解合意など、一定の範囲に限定して執行力を付与し得る規律を設けるのであれば、当事者の潜在的な力の不均衡等から生ずる懸念や弊害をできる限り排除することが可能であるとも考えられることから、その範囲において消費者紛争等に係る和解合意を適用対象とすることは、執行力を付与することの正当化根拠について前記のような整理をしたとしても、合理的な説明が可能であると考えられる。

4 検討

消費者紛争及び家事紛争に関する調停について、認証紛争解決事業者等による実績は相当程度蓄積されているが、執行力を付与し得る対象を認証紛争解決手続等において成立した和解合意に限定したとしても、前記のような懸念等を考慮し、なお対象から除外すべきか否かについて、執行力を付与することの必要性和その懸念等とを総合的に考慮する必要がある。

また、仮に、認証紛争解決手続等において成立した消費者紛争及び家事紛争に係る和解合意について執行力を付与し得る対象とする場合であっても、家事紛争については様々な類型の紛争が想定されることから、一律に執行力を付与し得る対象とするのではなく、特定の紛争類型に限定してその対象とすることも考えられる。この点に関し、とりわけ扶養義務等の履行が確保されることが子の利益の観点から重要な課題であるとの指摘がされており、民事執行法上も扶養義務等に係る金銭債権について様々な特例が設けられている（同法第151条の2、第152条第3項、第167条の15、第167条の16及び第206条第1項）ことに鑑み、例えば、同債権に係る和解合意に限定して執行力を付与し得る対象とするとの考え方もあり得る。

なお、消費者紛争及び個別労働関係紛争に係る和解合意について、消費者ないし労働者が事業者に対して請求権を有する場合にのみ執行力を付与すべきであるとの意見

に対しては、和解合意そのものとは別に、当該和解合意に基づいて民事執行をする旨の合意をする必要があるとの制度を構想するのであれば、常に一方当事者のみに有利な効力を認める実益は乏しいのではないかと指摘があり得る。

5 「国際性」を有するものの取扱い

仮に、認証紛争解決手続等において成立した消費者紛争及び家事紛争に係る和解合意について執行力を付与し得る対象とするのであれば、認証紛争解決手続等において成立した「国際性」を有する消費者紛争及び家事紛争（注）に係る和解合意の取扱いが問題となる。

この点につき、これまでの部会における議論において、消費者紛争及び家事紛争については、「国際性」の有無により異なる規律を設けるとの考え方（中間試案第2部の3の（注1））があったことを踏まえ、認証紛争解決手続等において成立した消費者紛争及び家事紛争に係る和解合意であっても、「国際性」を有しないもののみを対象とするとの考え方があり得る。他方、認証紛争解決手続等において成立した消費者紛争及び家事紛争に係る和解合意について、「国際性」の有無によって差異を設ける必要はなく、むしろ「国際性」の有無にかかわらず執行力を付与し得ることとすることが適当であるとの考え方もあり得る。

（注）例えば、我が国に住所を有する消費者と我が国に本店を置く事業者との間の紛争であっても、その事業者の親会社が外国会社である事案や、日本人同士の元夫婦間における子の養育費に関する紛争であっても、一方当事者が日本国外に住所を有している事案が挙げられる。

6 小括

以上を踏まえ、消費者紛争及び家事紛争について、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与し得る対象とすることについて、どのように考えるか。

第3 和解合意に基づく民事執行の合意

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合に、当該和解合意に基づく民事執行の合意に関し、合意の時期及び態様について制限を設けないことについて、どのように考えるか。

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用する。

（説明）

1 これまでの議論の整理

中間試案においては、和解合意に執行力を付与し得るか否かについては当事者の意思に委ねることが相当であるとの考え方に基づき、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り執行力を付与し得

るものとしつつ、シンガポール条約のオプトイン留保の規定との整合性を図る観点から、民事執行をすることができる旨の合意に関し、その時期及び態様について制限を設けない規律が提案された。ただし、民事執行の合意がされた時期と和解合意がされた時期との間にどの程度の隔たりがあるものまで許容され得るのか、民事執行の合意をする場面において調停人の関与がなくてもよいのか、仲裁合意と同様の発想から、調停機関が定めた規則を当事者間の合意として取り込むことを許容し得るのかなどの点については、引き続き検討する必要があるとされた。

パブリック・コメントにおいても、中間試案を支持する意見が多かったが、民事執行の合意の時期及び態様について、一定の制限を設けることも検討すべきであるとの意見もみられたところである。

2 検討

(1) 和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限りて執行力を付与するものとするとは、そのような合意をした当事者の意思を尊重しようとするものであるが、そうだとすると、その合意は、当事者の真意かつ終局的な意思に基づくものであることが必要であるといえる。この点を重視すると、民事執行の合意がされた時期と和解合意がされた時期との間の隔たりをできる限り小さくすることや、民事執行の合意をする場面において調停人の関与を必要とすることが望ましいとの考え方があり得る。これらの考え方を踏まえ、認証紛争解決手続等において民事執行の合意をした場合に限り、執行力を付与し得るものとするとの規律を設けることが考え得る（注）。他方、民事執行の合意に関する規律については、合意の時期等に制限を設けないこととした上、認証紛争解決事業者等に対し、民事執行の合意に関する説明義務等を課す旨の規律を設けることで、当事者の合意の真正性を確保するとの考え方もあり得る。

(2) さらに、調停機関が定めた規則において、同機関の手続を利用して和解合意が成立したときは、当事者間に民事執行の合意がされたものとする旨の定めがある場合に、その定めを当事者間の合意として取り込むことを許容するか否かの点については、その前提として、調停人ないし調停機関が手続を利用する当事者に対し、規則の内容を十分に説明していることが必要であると考えられ、その説明を踏まえて、当事者が明示的に反対しないのであれば、当事者間の合意があったのと同様に取り扱うことについて、特段の弊害は生じないものとも考え得る。

(3) 以上を踏まえ、民事執行をすることができる旨の合意に関し、合意の時期及び態様について何ら制限を設けないこととすることについて、どのように考えるか。

（注）仮に、このような規律を設けるとしても、シンガポール条約との整合性の観点から、同条約が適用される範囲においては、中間試案の規律を維持することを想定している。